

## 教 育 委 員 会 定 例 会 議 録

### 1 日 時

令和4年2月15日（火）  
開会 14時30分  
閉会 14時52分

### 2 場 所

教育委員室

### 3 出席者及び欠席委員の氏名

出席委員 木平芳定教育長、富樫健二委員、大森達也委員、栗須百合香委員、  
北野誕生委員  
欠席委員 なし

### 4 出席職員

教育長 木平芳定（再掲）、副教育長 上村和弘  
次長（教職員担当）山本健次、次長（学校教育担当）諸岡伸、  
次長（育成支援・社会教育担当）佐脇優子、次長（研修担当）水野和久  
教育総務課 課長 森岡賢治、課長補佐兼班長 小林広明、  
班長兼企画員 森将和、主幹兼係長 田中紀子  
教職員課 課長 野口慎次、班長 若宮一哉、主幹 山本充  
高校教育課 課長 井上珠美、充指導主事 上村峰生  
社会教育・文化財保護課 課長 藤井理江、課長補佐兼班長 樋口慎也、  
主査 植村一弘

### 5 議題件名及び採択の結果

	件 名	審議結果
議案第43号	三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を 改正する規則案	原案可決
議案第44号	三重県教育委員会表彰規則の一部を改正する規 則案	原案可決

### 6 報告題件名

報告1 令和4年度三重県職員（機関士・航海士）採用選考試験の結果について  
報告2 指定管理者制度活用の方針について

### 7 審議の概要

- ・開会宣言

木平芳定教育長が開会を宣告する。

- ・会議成立の確認

5名中5名の委員の出席により会議が成立したことを確認する。

- ・前回審議事項（1月27日開催）の審議結果の確認

前回定例会の審議結果の内容を確認し、全委員が了承する。

- ・議事録署名者の指名

富樫委員を指名し、指名を了承する。

- ・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

報告2は議会提出前のため、非公開とすることを決定する。

会議の進行は、公開の議案第43号から議案第44号を審議し、公開の報告1の報告を受け、非公開の報告2の報告を受けることを決定する。

- ・審議事項

**議案第43号 三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案（公開）**

（井上高校教育課長説明）

議案第43号 三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案

三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。令和4年2月15日提出 三重県教育委員会教育長

提案理由

三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により、教育委員会の議決を要する。

これがこの議案を提出する理由である。

まず最初に、資料の2ページ、規則案要綱「1 改正理由」をご覧ください。三重県立学校の学科の改編に伴い、関係する規則の一部を改正します。

「2 改正内容」ですが、三重県立松阪商業高等学校全日制の学科の改編に伴って関係する規則を改正します。具体的には、戻っていただきまして1ページ、規則案の別表1の枠内をご覧ください。下段、改正前にありますように、三重県立松阪商業高等学校の情報ビジネス科、情報システム科、国際教養科を、上段、改正後の総合ビジネス科、国際ビジネス科に改編します。

施行期日については、1ページ枠外の附則1のとおり、令和4年4月1日からとします。また、附則2は学科の募集停止及び改編後も、現在の学科に在学する者がいなくなるまでの間は、現在の学科が存続することを規定したものです。

以上です。よろしくお願いたします。

**【質疑】**

教育長

議案第43号はいかがでしょうか。

**【採択】**

—全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。—

**・審議事項**

**議案第44号 三重県教育委員会表彰規則の一部を改正する規則案（公開）**

（森岡教育総務課長説明）

議案第44号 三重県教育委員会表彰規則の一部を改正する規則案

三重県教育委員会表彰規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。

令和4年2月15日提出 三重県教育委員会教育長

提案理由

三重県教育委員会表彰規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により、教育委員会の議決を要する。

これがこの議案を提出する理由である。

2ページの規則案要綱をご覧ください。1でございます。改正理由としまして、表彰の見直しは、表彰規則に定められている表彰の事項、表彰の方法等と同様に表彰制度の基本となるものであるが、三重県教育委員会表彰規則においては、被表彰者としてふさわしくない行為が判明した場合の取消し規定が定められていないため、規定の整備を行うものでございます。

改正内容につきましては、お戻りいただきまして1ページでございます。新旧対照表をお付けしておりまして、改正後、上段のとおりでございますけれども、新たに表彰の取消しの規定の追加をいたしました。文案は、第9条の記述のとおりでございます。

附則に記載のとおり、令和4年4月1日から施行することとしたいと思っております。

以上、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

**【質疑】**

教育長

議案第44号はいかがでしょうか。

**【採択】**

—全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。—

**・報告事項**

**報告1 令和4年度三重県職員（機関士・航海士）採用選考試験の結果について（公開）**

（野口教職員課長説明）

報告1 令和4年度三重県職員（機関士・航海士）採用選考試験の結果について  
令和4年度三重県職員（機関士・航海士）採用選考試験の結果について、別紙のとおり報告する。令和4年2月15日提出 三重県教育委員会事務局教職員課長

1 ページ目をお願いいたします。令和4年1月9日に実施しました選考試験の結果についてでございます。募集しました技術職員（機関士・航海士）について、下の表のとおり申し込みがありまして、機関士については採用見込数1名に対して1名を合格とし、航海士については採用見込数2名に対して1名を合格としました。

選考試験には基準点が設定されていまして、基準点に満たない場合は不合格となるため、2名の採用見込みのところだったんですが、合格者は1名とさせていただいているところでございます。

2月1日に受験者へ合否結果を郵送いたしました。

説明は以上でございます。

#### 【質疑】

教育長

報告1はいかがでしょうか。

富樫委員

つまらない質問なんですけども、機関士の場合は論文試験というふうに書いてあって、航海士の方は作文試験というふうになっているんですけれども、違いをちょっと教えていただければ。

野口課長

これは両方人事委員会の方でさせていただいているんですけれども、そういうふうと呼んでるところがあるんですが、内容としては一緒だと考えていただいて。

富樫委員

論文と言うとちょっと格が高いとか、そういうのがあるのかなと思ったんですけど、そういうわけではないわけですね。

野口課長

そうですね。

山本主幹

時間内に決められた文字数で与えられた課題に対しての考えを書くという点で同じような問題です。

教育長

問題内容も同じような問題なんですか。

野口課長

規定されているのは、機関士の論文の方の内容が総合的な知識力、理解度、論理的表現力、論理的思考力等の能力について、記述式による筆記試験を行いますというような記載をされておりまして、もう一方の航海士の方は、ご承知のとおり作文試験なんです、一般的な課題に対する表現力等の能力についての記述式による筆記試験を行いますということで、そういうふうに記述は分かれており、区別はさせていただいております。

大森委員

やっぱりそうすると、受験者にとると、大学受験とか僕らはやっていると、ちゃんと正確に受験者に事前に示さないといけないんですけど、作文と論文試験の違いって、私のイメージだと文字数という判断でいいんですかね。例えば、作文っていうと、子どもが書くような400字ぐらい、論文っていうと800字ぐらい、1200字ぐらいというイメージなんですかね。もし同じだったら同じように論文試験にしておかないと、同じような文字数であれば、作文って私たちがよく言うのは、おそらくかなり文字数が少ない原稿用紙1枚か2枚とかいう、2枚だと800字になってしまいますけど、1枚が作文、2枚以上が論文なのかなという気もするんですけど、そこらへんは。富樫先生もそこら辺の違いが。同じものだったら同じような表現をしないと受験者にとっては不利益になると思うんですよね。

野口課長

枚数とかそこらへんは、私今ここで答えられないですけども、人事委員会にもう一度確認させていただいて、論文試験と作文試験の区別、なぜそういうような呼び方を変えているのかとか、そこら辺を確認してまいります。

教育長

さっきの話でしたら、テーマとか書く意図とかが少し違うようなのか、もう一回さっきのところを丁寧に説明してください。

野口課長

論文試験の方が総合的な知識力とか理解度とか、論理的表現力だとか、論理的思考力等の能力について記述式による同じ筆記試験っていうことなんですけれども、作文の方は一般的な課題を与えて表現力の能力についての記述をするというような感じになっております。

教育長

そうすると、文字数とか、それから全体のボリュームとかっていうことについては、人事委員会の方で試験をしてもらっていますけれども、申し訳ないですけども、改めて確認をして。

大森委員

表現の能力っていうのは論理的能力やと思うんですよ。同じこと言われてると私は思っちゃったんですけど。

野口課長

作文の方は課題を与えて課題に対する表現力っていう。

大森委員

何々について述べよ、ですよ。

野口課長

はい、そうですね。

大森委員

論文の方は例えば、僕らも出題してるんですけど、例えば何か文章を読んだり、データを見せておいて、これについてあなたはどのように考えているかを述べなさい、ということですよ。そこらへんも微妙で、要するにどういう作文をするかで、同じ能力を問うてるというだけのような気がするんですよ。自分たちが出題者になったときにイメージとしてはそういう、結局同じことやってないかなと思ったんで、文字数じゃないのかっていうイメージだったんですけど。

野口課長

また後日に確認させていただいて、委員会終了後にでも報告させていただきます。すみません。

—全委員が本報告を了承する。—

#### ・報告事項

#### 報告2 指定管理者制度活用の方針について（非公開）

藤井社会教育・文化財保護課長が説明し、全委員が本報告を了承する。

#### ・閉会宣言